

# 特別養護老人ホーム 芙蓉荘 利用料金表 (1割負担)

令和元年10月1日現在

## 特養・個室

(単位:円・1ヶ月:31日)

介護度	段階	施設サービス費	栄養マネジメント	看護体制加算 I	夜勤職員配置加算 I	日常生活継続支援加算	1日あたり単位数計	1ヶ月あたり単位数計	口腔衛生管理体制加算	1割負担/月	居住費/日	食費/日	1ヶ月あたり
要介護1	第1段階	559	14	6	22	36	637	19,747	30	22,260	0	300	31,560
	第2段階										420	390	47,370
	第3段階										820	650	67,830
	第4段階										1,171	1,392	101,713
要介護2	第1段階	627	14	6	22	36	705	21,855	30	24,632	0	300	33,932
	第2段階										420	390	49,742
	第3段階										820	650	70,202
	第4段階										1,171	1,392	104,085
要介護3	第1段階	697	14	6	22	36	775	24,025	30	27,075	0	300	36,375
	第2段階										420	390	52,185
	第3段階										820	650	72,645
	第4段階										1,171	1,392	106,528
要介護4	第1段階	765	14	6	22	36	843	26,133	30	29,448	0	300	38,748
	第2段階										420	390	54,558
	第3段階										820	650	75,018
	第4段階										1,171	1,392	108,901
要介護5	第1段階	832	14	6	22	36	910	28,210	30	31,785	0	300	41,085
	第2段階										420	390	56,895
	第3段階										820	650	77,355
	第4段階										1,171	1,392	111,238

●上記利用料に、介護職員処遇改善加算(総単位数の8.3%)、特定処遇改善加算(I)(総単位数の2.7%)

及び地域加算(7級地10.14)は計上しております。

### 備考

第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者

第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方

第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上266万円以下の方

第4段階 上記以外の方